

令和6年4月1日から、 携帯電話等中継基地局の設置に関する市の 制度が変わりました

Q

どこが
変わったの？



A

近接住民（※）の皆さまからのご要望により、
基地局の設置事業者による説明会を開催する
ことができるようになりました。

（これまでは、自治会・町内会からのご要望によって
しか開催できませんでした。）

※近接住民・・・基地局からの水平距離が、基地局の高さの2
倍以内の範囲にお住いの方など

鎌倉市内に携帯電話等中継基地局を設置する場合には、設置事業者と市民の皆さんとのトラブルを未然に防止するため、鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例及び同条例施行規則において、設置事業者は、設置する中継基地局の計画を、近接住民の方々や自治会町内会に設置前に説明することを定めています。

また、施行規則では、自治会町内会から要望があった場合、設置事業者は設置する中継基地局に関する説明会を開催するものとしています。

このたび、条例と施行規則を改正し、令和6年4月1日から、自治会町内会が説明会を開催しない場合であっても、近接住民の方々が説明会を要望した場合は、設置事業者が説明会を開催することとなりました。

（ただし、自治会町内会による説明会が開催されない場合に限りです。）

鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例及び施行規則については、鎌倉市ホームページを参照ください。

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/soudan/keitai1.html>

鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関するお問い合わせ先
鎌倉市地域共生課

電話 0467-23-3000(内線 2660)

Eメール shisei@city.kamakura.kanagawa.jp

